

諫早市が発注する建設工事の入札及び契約に係る苦情処理手続要領

	平成 17 年 7 月 1 日	17 諫契第 154 号
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日	23 諫契第 44 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日	27 諫契第 222 号
一部改正	令和 4 年 3 月 31 日	3 諫契第 737 号

1 趣旨

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 16 条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 18 年総務省・財務省・国土交通省告示第 1 号）第 2 の 2 の (2) の規定に基づき、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札及び契約の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程における苦情に対し適切に説明するとともに、当該説明に不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理するための手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 苦情処理の対象となる工事

この要領における苦情処理の対象となる工事は、次のとおりとする。ただし、市の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が 250 万円を超えないものを除くものとする。

- (1) 一般競争入札によるもの
- (2) 指名競争入札によるもの
- (3) 随意契約によるもの

3 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

- (1) 一般競争入札によるもの

市長から競争参加資格確認通知書を受けた者のうち、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格がないと通知されたものは、市長に対して当該競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

- (2) 指名競争入札によるもの

市において該当入札と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約によるもの

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可（建設業法第3条第1項に規定する「許可」をいう。）を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

4 苦情申立ての方法

苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第1号）により、市長に対して行うことができるものとする。

- (1) 一般競争入札に係る苦情の申立ては、当該工事の公告の文中に記載した期日とする。
- (2) 指名競争入札に係る苦情の申立ては、企画財務部契約管財課（以下「契約管財課」という。）で入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日〔諫早市の休日定める条例（平成17年条例第3号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。〕以内とする。
- (3) 随意契約に係る苦情の申立ては、契約管財課で随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内とする。

5 苦情申立てへの回答

市長は、苦情の申立てがあった場合は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に回答書（様式第2号）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数におよぶなど事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

6 苦情申立ての却下

市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

7 苦情申立てについての教示

苦情申立てに係る手続きについては、苦情申立てができる旨及び前記4から6までに掲げる事項を記載した書面を契約管財課において閲覧することにより教示するものとする。

8 再苦情の申立てができる者

前記5の苦情申立てに係る回答書を受理した申立者であって、回答書の申立事項への説明に不服がある者は、回答書を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に市長に対して、再苦情申立書（様式第3号）により再苦情の申立てを行うことができる。

9 再苦情申立てへの回答

市長は、再苦情の申立てがあった場合は、当該申立てについて、諫早市入札監視委員会設置要綱（平成20年7月1日施行）第2条に規定する審議の結果を踏まえた上で、同委員会の審議が終了した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立てをした者に対し、再苦情申立てに係る回答書（様式第4号）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数におよぶなど事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

10 再苦情の申立ての却下

市長は、申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

11 再苦情申立てについての教示

再苦情申立てに係る手続きについては、前記5の苦情申立てに係る回答書中に、再苦情申立てができる旨を記載するとともに、前記9及び10に掲げる事項を記載した書面を契約管財課において閲覧することにより教示するものとする。

1 2 再苦情処理結果の公表

市長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び市長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

苦 情 申 立 書

年 月 日

諫早市長 様

- 1 苦情申立者の住所氏名
住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

⑩

- 2 苦情申立ての対象となる工事名
工事名

- 3 不服のある事項

- 4 3の不服の根拠となる事項

商号又は名称
代 表 者 名 様

諫 早 市 長



苦 情 申 立 に 係 る 回 答 書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明

3 再苦情申立について

本回答書について異議がある場合は、市長に対し再苦情の申立てを行うことができます。再苦情の申立てを行う場合は、本回答書を受理した日から7日（諫早市の休日を守る条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に別に定める書面（様式第3号）にて必要事項を記載の上提出してください。

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

諫早市長 様

- 1 再苦情申立者の住所氏名
住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

⑩

- 2 再苦情申立ての対象となる工事名
工事名

- 3 不服のある事項

- 4 3の不服の根拠となる事項

様式第4号

諫 契 第 号
年 月 日

商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

諫早市長



再苦情申立に係る回答書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり
回答します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明